

郡符木簡再考―郡家出先機関と地域支配の様相―

文学部史学科教授 森 公章

はじめに

律令制下の地方支配は国郡里制を基本としており、国には四〜六年任期で交替する国司が中央から派遣されて国府で政務を執り、郡・里には在地豪族出身の郡司、里長（郷長）が任命されていた。^① 郡には郡家が存し、「郡司是自勘自申之職也、国司則隨_レ申覆檢之吏也」〔『三代格』卷五弘仁十年五月二十一日官符〕と言われるように、国司の国務遂行には郡司による在地社会の統括・郡務の集積が不可欠であったと考えられる。^③

最末端の里に関しては、「五十戸家」の墨書土器の出土（平城宮跡下層〔『藤原宮』一三三号木簡に見える「倭国所布評大□〔野カ〕里」に關係か〕、兵庫県神戸市宅原遺跡）、発掘によって検出された郡家より小規模な官衙風の遺跡の存在をふまえて、考古学では里（郷）に関わる官衙の存在を想定する見解が有力であったが、文献史学では里長（郷長）の拠点としての官衙の存在には否定的であ

る。^⑤ 戸令国郡司条集解古記には、「須_下向_三所部_一檢校_上者、謂預_三雜政事_一巡行也。不_レ得_レ受_三百姓迎送_一、謂国司巡_三行部内_一、郡司侍_三当郡院_一、郡司巡_三行部内_一、里長待_三当里内_一、不_レ得_下率_三百姓_一向_レ境待及送_レ過_レ界」とあり、法制上も里の官衙は想定されていなかったと考えられる。

但し、郡家よりも下のレベルの官衙が存在したのは事実であり、郡家を含めたこれらの地方官衙遺跡では木簡など出土文字資料が検出される事例も多く、地方行政の実態解明に期待されるところが大きい。近年は郡家よりも下のレベルのものを郡家出先機関と位置づけ、郡司は郡内にくつかの出先機関を設置して、分散的な形で郡の統括・郡務遂行に努めていたとするのが有力な見解になっている。^⑥ そこには「郡的世界」と称すべき郡内の複雑な関係を体現した郡雑任が郡司の下に組織されて活動しており、郡務に関わる文書行政に関連して木簡などの文字資料が使用されていたのである。^⑦

発掘された遺跡が郡家や郡家出先機関に比定し得る根拠として

は、建物配置・規模などの考古学的知見とともに、出土文字資料の中に郡務遂行に関連する内容を有するものが存すること、「召」という書き出しで、人・物の召喚を命じる召文、「郡符」という形で同様の召喚（「召」文言を含む場合あり）や様々な指示・命令を伝達する郡符木簡、紙の文書や木簡を封納するための封緘木簡、複数枚の紙の文書を卷子に仕立てたことを示す題籤軸、また郡司解など郡司が発給した様々な文書（控）等の存在が挙げられよう。⁸⁾特に符系統の下達文書である召文を加えた広い意味での郡符木簡（郡からの下達文書）は、郡家など発信先から宛先に下達された後に、そこに記された指示内容や人・物の進上の遂行に伴って、命令を受けた側がその木簡を持参して発信元に赴き、その段階で不要になって廃棄されるという「木簡の一生」を辿るものと考えられており、郡家や郡家出先機関の存在を強く示唆するものと位置づけられている。

紙の文書の郡符の事例は僅少であり（『平安遺文』一三号延暦十五年五月四日越前国坂井郡符）、近年出土点数が増加する郡符木簡は、郡家・郡司レベルの文書行政のあり方を知るのに貴重な材料である。但し、郡司署判の郡符木簡が郡家に戻らずに郡家出先機関止まりで廃棄されるのは何故か、郡家出先機関と目される遺跡出土の木簡には郡雑任がさらに下位の存在に発信した符、あるいは下位の存在からの報告の上申文書が見られる例もあり（石川県畝田・寺中遺跡、加茂遺跡など）、郡家本体と郡家出先機関との関係、郡司の郡務遂行形態、また郡雑任の活動と文書行政のあり方など、種々の

問題を考える糸口があることにも留意したい。⁹⁾そこで、小稿ではこの郡家関係の文書木簡を検討することを通じて、郡家よりも下のレベルでの郡統括の実相を明らかにしたいと思う。その考察により郡家出先機関の必要性や地域支配上の役割などを具体化することを期したい。

一 郡符木簡の用法

「はじめに」で触れたように、召文を含む郡符木簡は公式令に規定された符系統の下達文書である。数少ない紙の文書の郡符である越前国坂井郡符では、欠損部分が多いものの、「郡符」の文言で始まり、田地侵害に対する「郡裁」の請求を受けて、侵害者の「正得参□申耳」、郡家等への出頭を命じる内容になっており、「符到奉行」の書止め文言、郡司四等官の署名の後に日付が記される書式は公式令符式に合致している。

こうした書式の遵守という点では、紙の文書に比べて、書写スペースが限られた木簡では、必ずしも符式にとられないものが多く、紙の文書の形態を意識した表1―22の加賀郡勝示札が唯一の正格なものと言えよう。但し、平城宮跡出土のものには、

・府召 牟儀猪養 右可問給依事召宜知

19	荒田目条里遺跡（同上）2号〔木研24〕 ・郡符「里刀自」手古丸「黒成」宮沢「安継家」貞馬「天地」子福積「奥成」得内「宮内」吉惟「膳法」圓隱「百濟部於用丸」 ／真人丸「奥丸」福丸「籥日丸」勝野「貞継」浄人部於日丸「浄野」舍人丸「佐里丸」浄継「子浄継」丸子部福継「不」 足小家／「壬部福成女」於保五百継「子槐本家」太青女「真名足」不「子於足」合卅四人／右田人為以今月三日 上面戰田令殖可扈發如件 ・大領於保臣〈奉宣別為如任件□〔宣カ〕／以五月一日〉 20畝田・寺中遺跡（加賀国加賀郡）〔木研24〕 ・郡□〔符カ〕 大野郷長□〔等カ〕 件□〔 〕 ・罪科知□出火急〈「主政」／「主帳」〉 21畝田・寺中遺跡（同上）〔木研24〕〈参考〉 追 召 阿マ淮下女／山邊志祁良 22加茂遺跡（加賀国加賀郡）〔木研23〕 （郡）符深見村□〔諸カ〕 郷駅長并諸刀弥〔祢〕等／應奉行壹捨条之事／一田夫朝以寅時下田夕以戌時還私狀／ 一以禁制田夫任意喫魚酒狀／一禁断不勞作溝堰百姓狀／一以五月卅日以前可申田殖竟狀／一可搜捉村邑内竄宥 為諸人被疑人狀／一可禁制无桑原養蚕百姓狀／一可禁制里邑之内故喫醉酒及戲逸百姓狀／一可填〔慎カ〕 勤農 業狀 □村里長人申百姓名／（檢）案内被国去□〔正カ〕 月廿八日符併〔併カ〕 勸催農業／□〔有カ〕 法条而 百姓等恣事逸遊不耕作喫／（酒）魚殿乱為宗播殖過時還稱不熟只非／（疲）弊耳復致飢饉之苦此郡司等不治／ 《（過）》之□《〔甚カ〕》而豈可然哉郡宜承知並□示／（符）事早令勤作若遵符旨稱倦懈／（之）由加勘決者謹 依符旨仰下田領等宜／（各）每村屢廻諭〔諭カ〕 有懈怠者移身進郡符／（旨）国道之裔糜羈進之榜示路頭嚴加 禁／（田）領刀弥〔祢〕 有怨憎隱容以其人為／罪背不／（寬）有〔宥カ〕 符到奉行／大領錦村主 主政八戸史 ／擬大領錦部連真手磨 擬主帳甲臣／少領道公 夏〔 〕 副擬主帳宇治／□〔擬カ〕 少領勘了／嘉祥□〔二カ〕 年□〔二カ〕 月□□〔十二カ〕 日／□〔二カ〕 月十五日田領丈部浪磨 23山垣遺跡（丹波国水上郡）3号+2号 ・符春部里長等 竹田里六人部 □□ □依而□ ・〈春マ君廣橋 神直与□／春マ鷹麻呂 右三人〉 □〔部カ〕 里長□□〔弟足カ〕 木参 出来〈四月廿五日 碁萬呂／少領〉／今日莫不過急々 □ 24山垣遺跡（同上）4号 ・□□〔等召カ〕〔 〕 □ □□□侍□ ・□□〔給カ〕 物 札至 □侍申〈十一月十三日〔 〕／碁万呂附兵士田□〉 25延永ヤヨミ園遺跡（豊前国京都郡）〔木研32〕〈参考〉 ・符 郡首□□少長□〔 〕 ・〔 〕 26香住エノ田遺跡（但馬国出石郡穴見郷の中心）〔木研18〕 ・召史生「奈胡□」何故意□□不召今怠者大夫入坐 ・「牟」待申物「曾」見々「与」見各「与」 六□□日〈主帳／少□〔領カ〕〉 27飯塚遺跡（豊後国国埼郡の宇佐宮の封戸）〔木研30〕〈参考〉 ・召□□可作人〔 〕 智□□〔 〕 ・知月廿日以前作畢其狀申於殿門不得怠倦 專当弥榮師 十一月十八日被宣国前臣刀佩 （備考）遺跡名・関連郡名・出典を略記した。木簡積文表示は必ずしも字配りを正確には反映していない。〈〉は割書、「／」は改行、「 」は右寄せ小文字を示す。『木簡研究』（木研）の号数以外の出典は次の通り。『伊場遺跡総括編』（浜松市教育委員会、2008年）、滋賀県文化財保護協会調査成果展『古代地方木簡の世紀—文字資料から見た古代の近江—』（滋賀県立安土城考古博物館、2008年）、長野県埋蔵文化財センター『長野県屋代遺跡群出土木簡』（1999年）、『更埴条里遺跡・屋代遺跡群—総括編—』（2000年）、『観音寺遺跡Ⅳ』（徳島県教育委員会、2008年）、会津若松市教育委員会『矢玉遺跡 若松北部地区県営ほ場整備発掘報告書Ⅰ』（1999年）、『若松北部地区県営ほ場整備発掘報告書Ⅱ』（2000年）、『荒田目条里遺跡』（いわき市教育委員会、2001年）、『金沢市畝田遺跡群Ⅵ』（石川県教育委員会、2006年）、『津幡町加茂遺跡Ⅰ』（石川県教育委員会、2009年）、兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所編『山垣遺跡発掘調査報告書』（1990年）、『飯塚遺跡』（国東町教育委員会、2002年）。なお、〈参考〉は郡司発給か否か不明のもので、参考として掲げたことを示す。／14を郡家関係の木簡と見ることについては、拙稿「古代阿波国と郡国機構」（『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、2013年）を参照。／22に関しては、拙稿「木簡から見た郡符と田領」（『地方木簡と郡家の機構』同成社、2009年）により、若干積文・校訂を改め（《》で示した）、かつ横長の長文にわたるため、改行を「／」で示し、字配りを大幅に崩した形で掲げた。なお、写真版からの検討、および2004年8月6日石川県埋蔵文化財センターにおける保存処理済木簡の実見によれば、私見では冒頭の「符深見村□郷駅長」の□部分は、残画からはここを「諸」と推定するのは難しいと考えるが、有力な代案を得るに至っていないので、姑くは現行案の形で表示しておく。	592・45・6 011 (294)・34・4 019 (156)・(29)・7 081 (233)・617・17 081 619・32・7 011 (280)・(36)・9 081 272・37・8 011 471・32・8 011 512・21・8 011
----	--	--

・ 状不過日時參向府庭若遲緩科必罪 翼 大志 少志
四月七日付縣若虫

282・28・5 011

のように(『平城宮木簡』五四号)、兵衛府の四等官の多くの署名、その後日付を記そうとした事例が存する(同上五五号も参照)。表1の中には日付が記されたものは少ないが、それでも01・(16)・19などは署名・日付の順序を意識したことが看取される。とはいっても、都城跡の符・召文木簡でも、そのような事例は多くはなく、完存するものであっても、他の文書木簡と同様に、日付の次に署名が記されているもの、また日付・署名がないもの(官司内の簡便な伝達方式の存在を示すか)などの方が目立つ。

一組織に関わる木簡中に符・召文がある程度まとまって知られる事例としては、平城京跡左京三条二坊出土の長屋王家木簡がある¹⁰⁾。長屋王家木簡にはⅠ平城京長屋王邸に存した長屋王の家政機関(家令・書吏)、Ⅱ高市皇子の香具山之宮の家政機関を継承した組織(家令・扶・従・大少書吏)の二つの存在が看取され、全体として高市皇子に始まり、現在は長屋王が当主である「北宮王家」の家政を支えるしくみになっていた。平城京跡で出土した長屋王家木簡には飛鳥・藤原地域に存したⅡから平城京のⅠに齎された文書木簡が存しており、Ⅰは三位クラスの本主、Ⅱは二品相当の本主の家政機関で、家令職員の相当位には等差があるものの、Ⅰ・Ⅱはともに「北宮王家」を支える部署であって、相互に人・物のやりとりを行

い、融合する形で運営されていたと考えられる。したがって符と移の区別が曖昧であるなど、必ずしも公式令通りの文書体系にはなっていないところが見受けられる。

符・召文についても、次に掲げる事例のように、日付の前に署名が施されるものもあるが(城29-29)、多くは日付の次に署名が記される書式になっている。

長屋皇宮侍

・ 召 若麻統□麻呂 急□

・ 従七位下石城村主廣足 九月十九日付 (271)・29・4 019

この木簡に署名する石城村主廣足はⅡ系統の家政機関の家従であり、これは「長屋皇宮」Ⅱ平城京の長屋王邸にいる人物をⅡの所在地に召喚する内容であることがわかる。但し、廣足は長屋王邸で勤務することもあったらしく、「以大命符(牟射/廣足)等」で始まる長大な符(『平城京木簡』一六八八号)では、五月十七日の日付の後には家令・家扶の署名があるのみで、家従の署名はない。この場合、廣足はⅠの所在地である平城京内において、Ⅱからの命令を受け取り、Ⅰに伝達する役割を果しており、Ⅱからの符の署名に出ないのは当然であった。とすると、署名にはその時々々の文書作成者や役割分担などが反映されていると見ることもできよう。

以上、都城跡出土の事例も加味して、木簡における符・召文の書式上の特色を検討した。長屋王家木簡の場合はⅡの所在地における

木簡のあり方が不明なので、確言とはいかないが、ⅡからⅠに届いた符・召文はⅠで廃棄されている。即ち、発信元から宛先に到来し、宛先で廃棄されたのである¹¹⁾。一方、「はじめに」で触れたように、地方官衙遺跡出土の郡符は発信元である郡家から宛先に届いた後、再び郡家ないしは郡家出先機関に戻って廃棄されるという形になっている。これは平城宮跡出土のもの、平城京跡出土二条大路木簡にも見られ、式部省や造酒司などの召喚を受けて、到来した木簡を持参して召喚先に参向し、そこで廃棄に至るといって、木簡の一生¹²⁾で、発信元に戻つての廃棄というパターンである。これは文書木簡一般に看取される二つの廃棄方法であり（発信元・宛先とは異なる第三の場所での破棄というパターンも想定される）、木簡の特質や出土地の性格比定の際に留意すべき点となる¹³⁾。

都城跡出土の木簡については、木目方向の細長い断片に割いて廃棄する縦割き廃棄と折損・焼痕から窺われる焼却廃棄の二つの方法が推定されている¹³⁾。前者は藤原宮木簡、また長屋王家木簡などに多く看取され、長屋王家木簡には焼痕のあるものが知られるので、後者の方法も想定されたところであるが、その後に平城宮跡東方官衙で検出された焼却土坑出土の宝亀年間頃の一大木簡群がこの確実な事例であることが判明した（『平城宮発掘調査出土木簡概報』三十九）。

一方、地方官衙遺跡出土木簡では、特に郡符などの文書木簡に関して、刃物で数断片に分割した上で廃棄する方法があることが指摘

されている¹⁴⁾。表1-09が代表的な事例であり、この木簡は冒頭の「符屋代郷長」の部分に裏面左側から刃物を入れ、上からのサキと組み合わせる形で五分の一破片が切り取られ、さらに刃物を入れて二片目のキリ・オリを行った上で、最後に「屋代郷長」部分がキリ・オリされる。そして、上部の処理後に、再び「里」部分に刃物を入れて縦方向のサキを行い、下端も裏面から刃物を入れてキリ・

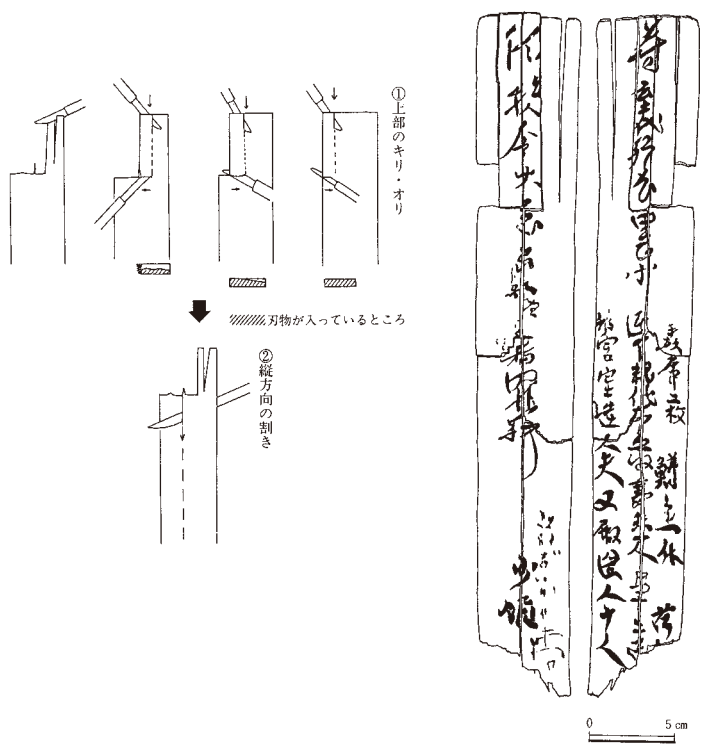


図1 屋代遺跡群出土114号木簡の実測図と廃棄方法
 (平川南『古代地方木簡の研究』〔吉川弘文館、2003年〕102・103頁)

オリが施されているという(図1)。これは郡符は郡内で最も権威のある文書であり、下部の文字を削って修正して再利用(悪用)することも可能であるために、特に重要な差出しと充所の部分を丁寧に切断、いわばシュレッダーにかけるような方法がとられたものと考えられている。12・26も文意の切れ目に即して三片に切断されており(19・23は二片に切断されている)、これらは人の召喚に関わるものであるが、やはり再利用を封じる措置が講じられていることが窺われ、表1の中で欠損が知られるものを含めて、総じてこうした処置が施されるのが通例であったことがわかる。

この郡符木簡の廃棄方法に関連して、次に廃棄場所のあり方を考えてみたい。上述のように、文書木簡の廃棄場所や木簡出土遺構の性格決定には二つくらいの可能性があるが、郡符木簡については郡家または郡家出先機関において用務を終えて処理されたものと解されている。但し、表1―26は今のところ郡家や郡家出先機関と位置づけることは難しく、とすると、宛先において廃棄された数少ない事例となる。「史生」については、国衙の史生で、「地方における郡衙と国衙、あるいは郡司と国司の政治的・行政的関係を知る上で貴重な史料である」という見解¹⁵⁾と、史生Ⅱ書生で、これを郡書生とする見解も呈されている¹⁶⁾。私は先には郡司の職名もきちんと記されているので、国司の下僚の史生と見るべきこと、史生には在地出身者の登用が推定され(『三代実録』元慶七年十二月二十五日条)、またそうでなくても、郡内に所在する人物に関しては郡司が国府などへ

の召喚を担当したとすれば、やはり郡務と国務の連関を窺わせる事例になることなどを述べた¹⁷⁾が、史生Ⅱ郡書生の可能性は皆無ではないと、解釈が揺れているところである。ただ、いずれにしても、召文が当地で廃棄されていることはまちがいない、郡家に戻ることなく(召喚を拒否か)、受信の地で廃棄される場合もあったと考えねばならない。

また紙の文書の郡符や表1―22には郡司四等官の署名があり、郡符木簡は彼らが揃う場所、即ち郡家で作成され、郡家本体または郡家出先機関に戻ってきて廃棄されると説明し得る。郡家本体で廃棄されている事例は勿論のこと、主政・主帳の署名が見える表1―20、郡家等には戻ってこなかったが、主帳・少領が記される26などもそのようにして作成されたと解してよいであろう。では、郡家本体に戻らず、郡家出先機関で破棄されたのは何故であろうか。20が出土した畝田・寺中遺跡は『日本霊異記』下巻第十六縁「女人濫嫁飢子乳故得『現報縁』の舞台となった加賀郡大野郷畝田村の地に比定され、畝田村の有力者と目される横江臣は伴出木簡(後掲史料a)に田領として知られており、正しく郡雑任が拠点とした郡家出先機関が所在したものである¹⁸⁾。同様に、22の加茂遺跡も交通の要衝となる加賀郡英多郷深見村に所在しており(『万葉集』卷十八―四〇七三・四一三二題詞も参照)、田領丈部氏の活動拠点となる場であったと考えられる。22は全体が一筆と見なされるので、田領丈部浪磨が加賀郡家において郡符を書写したのか、あるいは深見村に

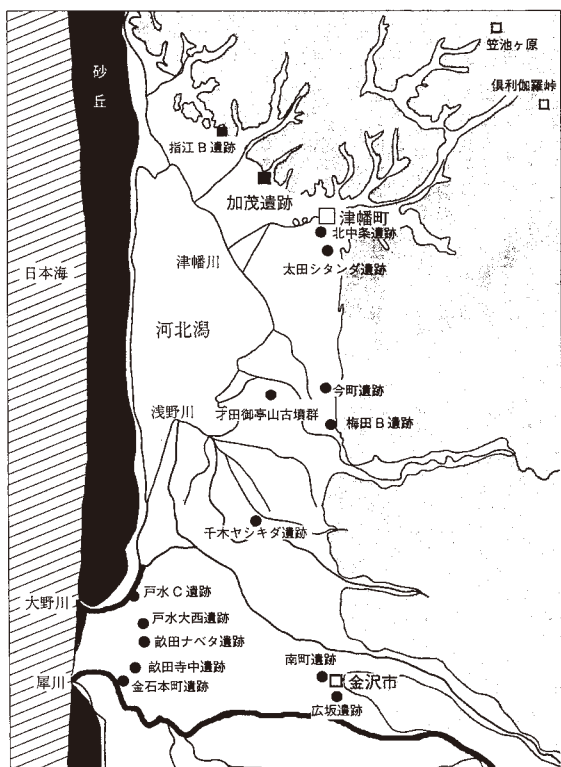


図2 加賀国加賀郡の主要遺跡
 (森公章『地方木簡と郡家の機構』〔同成社、2009年〕201頁)

届いた郡符を転写したものかと推定され、いずれにしても当地で「勝三路頭」するとう用に供せられたものであって、当地で廃棄されるに相応しいと言えよう。

一方、20は大野郷長等を充所とし、肝腎の指示内容部分が不明ではあるものの、何らかの召喚を命じたものと解される。この場合は郡家で作成された郡符が直接に大野郷長等に下達されたのか、または当地を拠点とする田領横江臣らを介して大野郷長等に下されたのかであり、郡家ではなく、大野郷に存する郡家出先機関たる当地への参向で用務が片付くものであったために、郡家本体までは木簡が

戻ることなく、当地での廃棄となったと説明することができよう。加賀郡家は金沢市広坂遺跡などに比定されており、大野郷長等は郡家まで参向することなく、地元に残した郡家出先機関を介して用務を果すことができたとすれば、郡家出先機関が存する便利性、行政のきめ細かな把握と郡家の機能を分掌するその役割・権能の大きさを窺わせるものとなる。

郡務の分掌と言え、別に検討した越前国足羽郡の事例も興味深い^⑨。考察材料となるのは、神護二年十月十九日足羽郡大領生江臣東人解(『大日本古文書』五―五五―三)、同年同月二十日足羽郡少領阿須波臣東麻呂解(五―五五―四)である。足羽郡では生江臣と阿須波臣が譜第郡領氏族として拮抗して存立しており(郡名から推して、阿須波臣の方が古族で、立評ないしは郡制施行当初は序列が逆であった可能性もある)、大領の東人は造東大寺司史生として中央出仕した経歴を持つ人物で、当時当地で進められていた東大寺領北陸荘園の開発にも大いに関与、少領の東麻呂は在地に留まったまま、郡領になった人物と、履歴が大きく異なっていた。

ここで問題となったのは、東大寺領栗川庄と野田郷百姓車持姉売の口分田との境界相論に関連して、東麻呂が郡書生委文土麻呂と田領別竹山の二人を派遣したが、田堺が未決となっていること、郡家で預佃し、東麻呂が専当を務めている勅旨田の灌漑用水である寒江沼の水に関連して、東大寺領道守庄が妨害していること、その水守である草原郷の宇治知麻呂を勘問したことである。後者の知麻呂は

東人が「私誂」した人であった。前者の問題についても、東人は自分は既に寺田である旨を判定しているので、「他司所勘」に関しては知らないと言っている。この「他司」が東麻呂である。東麻呂は勅旨田専などを務め、東大寺領荘園の展開を抑制する立場を担っていたのに対して、東人は上述の経歴もあって、東大寺側に協力する立場にあり、大・少領の間で郡務遂行の姿勢が異なっていたことが看取できる。田領別竹山は栗川庄との間に所訴田を抱えていたことが判明し（五―五四三―六）、現地の情勢を熟知した人物である点とともに、東大寺に対する立場の共通性が少領東麻呂によって現地調査員たる田領に起用される要因であったと考えられる。したがって郡司は自らの意に適う人物を郡雑任に登用し、円滑な郡務遂行を目指したと見ることができ、時には郡領間の齟齬・対立を惹起する場合があったことが知られる。

こうした郡領間の隔意に関連して、郡領がそれぞれに別の拠点にいたのではないかと考えられる事例も存する。表1―12・13が出土した八幡林遺跡は越後国古志郡家関連であるが、ここからは「上大領殿門」と記された封緘木簡（一二号）、「長官尊」宛の進上状（二四号）など大領に宛てられたと思われる木簡や大領関係の多くの墨書土器が検出されており、大領が担当した郡関連の施設で、郡領間での分掌的郡務遂行のあり方を示すとする指摘がなされている²⁰。この見解を参考にすると、23に少領のみの署名の郡符木簡がある山垣遺跡にもそのような性格が看取できるのではないかと思われる。本

遺跡が所在する丹波国水上郡は『和名抄』高山寺本によると、粟作・誉田・原負（石負カ）・船城・春部・美和・竹田・前山郷が「以上東県」、佐治・賀茂・水上・石前・葛野・沼貫・井原郷が「以上西県」と記されており、東県・西県という東・西の二区分が存したことが知られる（『平安遺文』一一〇一号延久四年九月五日太政官府には「水上東県司」が見え、後代には完全に東・西に分割されている）。これは東部の竹田川（↓由良川を経て、日本海に流れ込む）と西部の佐治川・葛野川（↓加古川を経て、瀬戸内海に注ぐ）という地形上、水系に基づく二区分であり、西部（後の水上西県）の水上郷に郡家、東部（後の水上東県）の交通の要衝春部郷に郡家出先機関としての山垣遺跡が置かれたと考えられる²¹。

山垣遺跡からは「丹波国水上郡」と記された封緘木簡が出土しており（一一号）、郡家や郡司に宛てた封緘木簡が郡家本体以外から検出されるのは珍しい。本遺跡からは「春マ」「春部」の墨書土器が出土しているので、当地が春部郷の中心に所在したことはまちがいないが、20・22と同様に、郡雑任などの活動の拠点となる郡家出先機関が存しており、春部里長等は郡符による召喚命令を果すために当地に参向し、木簡は郡家本体に戻ることなく、当地で用務を終えて廃棄されたものと解される。23・24に登場する碁萬呂なる者が郡雑任であった可能性がある。それに加えて、少領のみが作成に関わった郡符木簡があることと上述の封緘木簡の存在を併考すると（郡家本体に届いたものが当地に転送されたか、あるいは当地の少領に

直接宛てられて届いたものか)、ここには少領の活動拠点があり、郡符木簡も当地で少領と配下の郡雑任が発給したのではないか、氷上東郷としての自立につながるような実質上の郡務遂行を独自に(とはいうものの、郡家本体に存する大領との協議や一部に委任を受けた形で)行っていたのではないかと推定してみたい。²²⁾

以上を要するに、郡符木簡が郡家出先機関で出土するのは、木簡に記された用務が郡家本体に行かなくても、郡家出先機関で済むようなくみになっていたためであり、分掌的な郡務遂行の機能、郡家出先機関の役割・権能をもう少し評価することができるのではないかと考える。その背景には郡家出先機関を活動の拠点とする郡雑任の存在、さらには郡領のうちの一人が郡家本体ではなく、この郡家出先機関を拠点としている場合などがあったと見なされる。氷上郡以外でも、『続紀』和銅六年九月己卯条「撰津職言、河辺郡玖左佐村、山川遠隔、道路嶮難。由是、大宝元年始建館舎、雜務公文、一准郡例。請置郡司。許之。今能勢郡是也」とあるのは、そうした実例であり、玖左佐村には後に能勢郡の郡司となるような豪族がいて、独自の郡務分掌に与っていたのであろう(河辺郡の郡領氏族は凡川内直氏、能勢郡の郡領には神人姓の者が知られる)。そこで、章を改めて、この郡家出先機関における文書木簡の様相をさらに探究し、地域支配上の位置・役割などを検討することにした。

二 文書行政の諸相

前章末尾では郡家出先機関に拠点を有する郡領が発給する郡符木簡の存在の可能性を指摘したが、別に考察を加えたように、郡雑任が下達文書を作成し、また下位の存在から報告が届くという形で、郡家出先機関を一つの中心とする文書行政のあり方がわかる事例も見られる。

a 畝田・寺中遺跡出土木簡〔木研二四〕²⁴⁾

・符 田行笠□等
〔竹万呂カ〕横江臣床嶋□

西岡□物□
〔部カ〕

・□相定田行率召持来今□以付
〔状カ〕
田領横江臣□□ (278)・42・3 019

b 加茂遺跡出土木簡〔木研二三〕

・謹啓 文部置万呂 献上人給雜魚十五隻 无礼状具注以解
□□□□消息後日参向而語奉

〔伯姓カ〕

『勘了』 七月十日 湯嶋造□主

480・33・5 011

a は田領横江臣が発給した符であり、前章で触れたように、当地は横江臣の拠点であったから、他に所見がないもの、田領よりも下位の郡雑任と目される田行に対して、何人かの人物の召喚を命じたものと解される。郡符木簡と同様に、この符木簡は田行のところ

に下達され、田行は指示された人物らを引率して木簡とともに当地に参向し、そこで用務が終了、本木簡も廃棄されたと考えられよう。充所を「田行竹万呂等」と釈読することができれば、田行は名前のみが記されていたことになり、田領にとっては田行は姓を書かなくても判別できる親密な関係にある存在で、田領―田行の上下関係の下に郡務遂行、郡家出先機関としての役割を果たしていた様子が窺われる。

同様にbも田領丈部氏の拠点から出土したもので、ここではまた、「文書文書文書生書」と記された木簡が出土しているから、郡書生の如き存在もいたのかもしれない。ともかくも、bの充所の丈部置万呂は田領の一族と推定され、その人物に対して下位の存在と目される潟嶋造□主なる者が「百姓消息」を報告するために後日参向する旨などを上申している。表1―22の勝示札の掲示、伴出している能登国羽咋郡羽咋郷長発給の道路造営のための人夫の過所木簡などともども、⁽²⁶⁾当地がそうした情報や人・物が往還する要衝であったことが知られる。但し、a・bはいずれも九世紀の事例であり、八世紀当初からこのような文書行政が郡家出先機関で構築されていたのか否か、確言できないところもある。

c 延命寺遺跡出土木簡〔木研三〇〕

〔口カ〕 物マ鳥丸野田村奈良田三段又中家田六
・ 物部郷□□里戸主物マ多理丸□

□人伊神郷人酒君大嶋田直米二石一斗
〔有カ〕

田沽人 多理丸戸人 物マ比呂
〔呂カ〕 天平七年三月廿一日相知田領神田君万□

486・49・6 011

cが出土した延命寺遺跡は越後国頸城郡の郡家出先機関と考えられており、都宇郷野田村に所在していたようである。郡家は南西約九キロメートルの栗原郷の栗原遺跡に比定されている。cについては、一旦郡家本体に進上された上で、そこで紙の文書を作成、その後資料として当地に戻されて、賃租契約が切れるまで保管され、当地で廃棄されたという理解が示されている。⁽²⁷⁾cの伴出木簡には「道智僧稲在野田村船木直麻呂所四百斤 大蔵」と記されたものがあり、道智は『温泉寺縁起』に奈良時代の人物として登場しており、時代的にも整合している。四百斤は稲一束（米一斗、春米五升）⁽²⁸⁾ 四十斤の換算だと、稲四十束になり、僧道智は野田村の豪族ないしはそこで経営に携わる人々の下に、四十束（以上）の稲を有していたこと、当地に所在した組織はこうした稲の所在把握（徴収のためか）やcの如き田地売買などを掌握していたことが窺われる。伴出木簡にはまた、「天平八年三月廿二日」の日付を記したものとや天平八年八月の具注暦の断片が存しており、当地が暦をも利用しつつ、⁽²⁹⁾文書行政、郡務遂行の一つの中心として機能していたことが推

定できよう。

では、当地は田領神田君の拠点と見てよいのであろうか。cに登場する物部郷・伊神郷（五十公郷か）は都宇郷の東方に存する郷であり、都宇郷野田村は周辺のいくつかの郷、郡家から北方の地域を中心となるような支配拠点であったと目される。とすると、cは当地に届けられ、当地に存した郡家出先機関で処理されたものであつて、郡家本体までは送付されないで（但馬国府に関わる祢布ヶ森遺跡出土の題籤軸「・二方郡沽田結解／・天長□〔四カ〕□」から窺われる、国府への報告作成のために、情報が郡家に別途送付された可能性はある）、当地で用務を終了し廃棄されたと考えることもできるのではあるまいか。即ち、当地は田領よりも上位の郡雜任、あるいは郡領のうちの一人が駐しており、ある程度独自の郡務遂行を担っていたと見るのである。cはまた、天平七・八年頃の状況を示すものであり、前章末尾で触れた摂津国能勢郡の前身施設と合せ、こうした郡家出先機関での文書作成のしくみが八世紀当初から構築されていたことを窺わせる事例となる。

d 矢玉遺跡出土木簡五号〔木研二二〕

〔見カ〕

・□台政所符 田中村読祖等

・□□召符如件宜承知□□

(27E)・32・6 059

e 矢玉遺跡出土木簡一号〔木研二二〕

・請立鷹式卷 右附石嶋所請如件

・十一月廿八日 陸奥藤野

281・20・8 011

矢玉遺跡は陸奥国会津郡に所在したもので、郡家に比定される河沼郡河東町郡山遺跡からは南西約二・五キロメートルに位置し、郡家に関連した物資の集積施設と目されている。八世紀後半〜九世紀中葉の掘建柱建物、倉庫群、区画の柱列・溝などが検出されており、円面硯や大戸窯産須恵器なども出土している。伴出木簡には種子札が存し、勸農の拠点としての性格を窺うこともできる⁽²⁸⁾。本遺跡ではまた、焼土遺構から「返抄」の文字が見える漆紙文書が出土しており、紙の文書の利用も知られるところである。

dは「見台政所」が下した符で、田中村（遺跡の北、湯川村に田中の地名があるという）に在住する仏典講読者と目される「読祖等」の参向を命じた召文と考えられる。現状は〇五九型式になっているが、これは二次的に尖らせたもので、本来は短冊形であったと見られており、文書木簡に相応しい形状のものと思われる。「見台政所」は不詳であるが、これは郡家本体から発給された郡符ではなく、当地に存した「見台政所」、即ち郡家出先機関が独自に発信した下達文書と解されよう。その意味では表1—17を「参考」としておいたのは、これも郡符木簡か否かは確言できず、同様に当地の組

織が下したものであって、受信者は本木簡を持参して当地に参向し、ここで用務が終了、廃棄されたものと見ることができているからである。

では、eもそのように位置づけてよいのであろうか。eに関しては、その請求先は明言されていないが、地方官衙遺跡出土木簡のシユレッター方式による廃棄に関連して、「しかし、本文書木簡は完形のままの状態で廃棄された稀有の例である。これは、一つの施設内の簡略な請求ゆえにあえて割つたり、折つたりすることなく、廃棄したと推測される」という見解が呈されている。³⁰しかしながら、日下の陸奥藤野は姓名を記しており、例えば長屋王家木簡中の伝票木簡のような名前のみを記するのが原則である邸宅内での使用とは異なると思われる。陸奥姓は『続後紀』承和七年二月癸亥条によると、伊具郡に見え、また承和八年三月癸酉条、『三代実録』貞観十一年三月十五日条などから考えると、柴田郡にも分布していたと目される。会津郡（後に耶磨郡を分出）はこれらからは離れた位置に所在するが、eにより陸奥姓者の存在が知られるのも重要である。その点はさて置き、eは正規の文書で、請求先は自明のこと、即ち郡家への請求であったので、日下に姓名を記すことになったと考えられる方がよいのではあるまいか。「一つの施設内」を郡家の機構という拡大されたものと解せば、正規の文書なのに、年紀がないことや請求先が記されていないことも十分に説明することができる。とすると、eは郡家出先機関が作成した請求木簡で、郡家に齎されて、

使者・立薦とともに当地に戻ってきて、完形を保持したまま廃棄されたものと見ることができよう。³¹

f 荒田目条里遺跡出土木簡三号³²

・ 返抄検納公廩米陸升
正料四升
卅七石丈部子福□^{〔領カ〕}

調度二升

右件米検納税如件別返抄

仁寿三年十月□日米長
〔於保臣雄公□〕

(268)・35・10 033

以上、いくつかの事例を挙げながら、郡家出先機関における文書行政のあり方を見てきた。その知見をふまえて、再検討しておきたいのがfである。fが出土した荒田目条里遺跡は陸奥国磐城郡に所在し、郡家である根岸遺跡からは北西約一・五キロメートルに位置する。本遺跡からは表1―18・19の郡符木簡が出土しており、津長を召喚する拠点、また大領於保臣（磐城臣）の職分田の所在やその耕営などのあり方がかわる点で、特筆すべき材料となる。³³

fについて、荒田目条里遺跡の発掘報告書は、これが公廩米の収納領収書であり、国司公廩米が郡から国に、春米の形で進上されていた実態を示すものと位置づけている。但し、公廩米として収納されたのは三十七斛六升のうちの僅か六升であり、その六升分のみについて返抄を作成したのではないかという。また公廩米の納入先は国府であり（『大日本古文書』四―七六―八〇越前国雑物収納帳を

参照)、返抄は国から郡に出されたものと考えて、本木簡はまず付札として国に移動して(それ故に、左右に切り込みがある。上端の「返」「右」の文字は切り込みを避けて書かれており、切り込みは当初から存したと目される)、返抄として郡に戻ってきたと考えられ、返抄木簡が郡に齎された段階で、納入責任者である郡司が郡内に通用させる目的で、返抄を受け取った際の確認として署名したものと説明できるとされる⁽³⁴⁾。

まず「公廩米」を国司得分とのみ先験的に理解するのは問題があると思われる。儀制令春時祭田条には「凡春時祭田之日、集郷之老者、一行郷飲酒礼、使人知尊長養老之道。(其酒肴等物、出公廩供。)」とあり、律令条文で「公廩」の語が出てくるのはこの箇所だけであるが、これは唐令の「物出公廩」(儀制令二四「唐」)に依拠したものである⁽³⁵⁾。この場合の「公廩」は、日本思想大

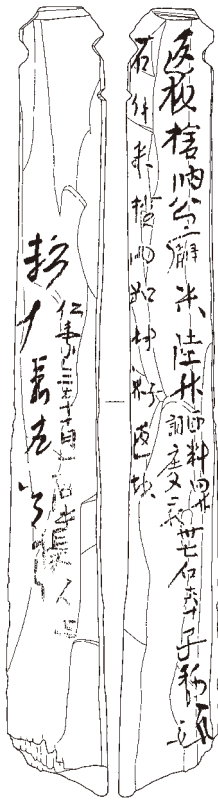


図3 荒田日条里遺跡出土3号木簡の実測図
〔『荒田日条里遺跡』(いわき市教育委員会、2001年)第226図〕

系『律令』(岩波書店、一九七六年)三四八頁頭注が官物・正税のことと解しており、律令条文にも「官物」の語は散見している。例えば儀制令元日国司条には「其食以当处官物及正倉充」という本注があり、集解諸説は「謂、官物者、郡稻也。正倉者、正税也。穴云、謂依諸条為郡稻也。正倉、謂正税也。或云、官物、謂動用、謂郡稻也。朱云、官物、謂動用之物。若無動用之物者、乃合用正税」(11~14/722)と述べる。賦役令貢獻物条の「皆准布為價、以官物市充」でも、集解は「古記云、以官物市充、謂郡稻也。『諸条用諸國貢獻物者、皆以官物買充、亦是郡稻也。』官物者皆以郡稻充也。朱云、謂市而充官用者。穴云、官物、謂郡稻也」(7~10/433)、既牧令駅伝馬条の「伝馬以官物市替」の集解にも、「釈云、官物、郡稻也」(1~2/934)などと記されている。fの「公廩米」については、こうした用法も考慮しておく必要があるろう。

次にこの木簡を作成したのは、日下の米長であると思われる。米長は正史や律令格式には登場せず、僅かに長岡京木簡(一〇七号・一五八一号)や宝字六年七月九日造東大寺司符(『大日本古文书』十五~二二一~二二二)などにその活動が知られるのみである。長岡京木簡一〇七号は「米長春米」(77)・20・3(039)、一五八一号は「収米長」(142・20・2(051))とあるだけで、具体的役割は不詳であるが、米の徴収に従事する郡雑任と目されている。造東大寺司符には、

司符、秦足人・穂積河内等。右、先日足人并米長等召遣既畢。此迄「今日」未_レ向。若有「椽故」、宜_下承_レ知状、徴所米等令_レ持、火急参向_上。不_レ得_レ怠。今具_レ状、即返_下丁等。故符。主典安都宿祢。案主下。六年七月九日。

とあり、米長は宝字四年封戸租米の徴収に関連するもので、綱丁と同様の役割を果していると考えられ、郡雑任の一つと見てよいであろう。⁽³⁷⁾

fの裏面にはこの木簡の文面が記された後に、大領と目される於保臣雄公Ⅱ磐城臣雄公の署名が施されており、その署名の意味は大領として郡雑任の行為を勘定するものと考えたい。即ち、fは荒田目条里遺跡の地に存した米長が作成した郡務に関わる公廩米の返抄で、これが郡家に提出されて郡司の勘定を受けたもので、大領の署名を得て、再び当地に戻ってきて、(一定期間の保管の後に)廃棄されたのではないかと解される。郡務関係の文書であるが故に、大領の勘定を得ることが必要であり、郡家の機構に残存するものであったと説明することができるのである(矢玉遺跡の「返抄」の漆紙文書の存在も参照)。このように郡家出先機関では郡家との間に取り交わされた文書が存するのが特色であり、また自らも文書行政の一つの中核となっていたと考えられる。

以上、いくつかの事例を見たが、郡雑任、あるいは郡領のうちの一人が拠点とする郡家出先機関は、郡家の指示、文書のやりとりを通じて、出先としての役割を果すとともに、自らが下位の存在に對

して文書を発給し、また上申文書などを届けられるという形で、独自の文書行政の中心となり、郡務をある程度自立的に遂行する場合があつたことが窺われる。そこで、最後にこうした郡家出先機関の機能や郡務全体における位置づけを整理して、まとめに代えたい。

三 郡家出先機関の機能

前二章では文書木簡の様相を中心に、郡家や郡家出先機関の位置づけを検討した。ここでは他の側面も加味して、特に郡家出先機関の機能や存在意義について考えたい。前章で取り上げた荒田目条里遺跡に関しては、矢玉遺跡と同様に、種子札が出土しており、郡司職分田の耕営とも合せて、勸農の拠点としての役割が看取される。その他に、次のような木簡も伴出している。

g 荒田目条里遺跡出土木簡六号

〔事カ〕

□買上替馬□

・ 赤毛牝馬 歳四 直六百
 驗无

・ 真□□斗□

立六日

(148)・35・3 081

出挙の返納に関係するものである。荒田目条里遺跡出土木簡には複数の人名を列記したものがあり(九号)、何らかの徴発のための記録簡と解される。こうした物実の納入や労働力の徴発の拠点としての性格も看取されるところである。

n 大猿田遺跡出土木簡(木研一九)

・玉造郷四斗

・七月廿日

110・17・2 032

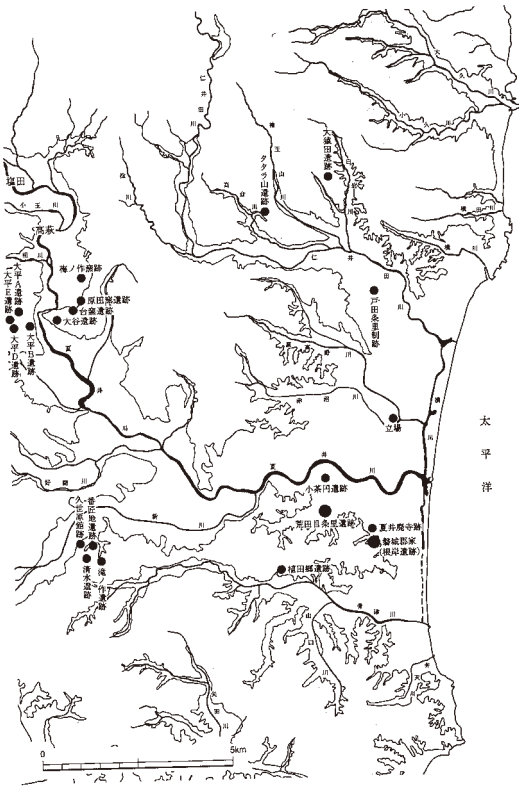


図4 荒田目条里遺跡と磐城郡家のネットワーク
 『荒田目条里遺跡』[いわき市教育委員会、2001年] 401頁)

o 大猿田遺跡出土木簡(木研二三)

・白田
 □ □ 石足二斗 [已上カ]
 □ □ 山三斗
 [筑カ]

・[欠二升]

215・24・3 032

n の大猿田遺跡は根岸遺跡から北方九キロメートルに所在し、磐城郡の北半を掌る郡家出先機関で、「玉造」「官」「代」「田条」「厨」などの墨書土器が出土しており、玉造郷との関連が示唆されている。木簡は一〇点出土、奈良・平安時代の竪穴住居一八軒・掘立柱建物八棟が検出されており、竪穴住居一二軒と掘立柱建物七棟が見つかった中島川西側の調査区西端では、北側に竪穴住居群、南側に掘立柱建物群が集中して分布する傾向があるという。出土遺物には灰釉陶器・彩釉陶器、円面硯・転用硯、羽口、椀型滓を含む鉄滓、帯金具(丸柄)などがあり、官衙に密接に関連する木製品・須恵器・鉄などの生産拠点であったと評される所以である。

出土木簡の中には文書木簡、判読不明ながら、封緘木簡があり、文書行政が行われていたことが知られ、また判祀郷・玉造郷・白田郷などからの米の荷札が存する。大猿田遺跡が玉造郷に所在したと目されることは上述の通りであるが、n が「郷家」への納入、郷内での移動であれば、「玉造郷」と書く必要はなく、郡家への納入を想定して作成されたものであって、他の郷からの荷札の到来と合せ

て、大猿田遺跡が複数の郷を統括する拠点となる郡家出先機関であったことを窺わせるものである。o 裏面の別筆は不足分を勘検したことを示しており、そうした勘定行為もなされていたことが知られる。荒田目条里遺跡出土の1は追加分の納入に伴うもので、その前段階として同様の勘定作業の存在が看取される。

p 根岸遺跡出土木簡四号⁽³⁹⁾

・玉造郷 戸主□部□□□□

[戸カ]

□□□神□□

245・37・9 032

q 根岸遺跡出土木簡六号

[判祀カ]

・□□郷生マ足人一石

□□廣十□□

156・27・4 051

磐城郡家比定の根岸遺跡でも木簡が出土しており、泊田郷（白田郷か）の名称が見える文書、玉造郷・飯野郷・判祀郷などからの荷札と、郡内各所との関係が反映されている。判祀郷は『和名抄』には見えないが、北半部を統括する大猿田遺跡と郡家に近い小茶田遺跡からも荷札が出土しているので、中間地帯に所在したのであろう。p・qの裏面の別筆は納入の検収にあたった役人の署名と考えられており、1・oに窺われる郡家出先機関での勘検、郡家での検収と、それぞれの段階で多重的に検納作業が行われていたことがわか

る。⁽⁴⁰⁾

r 田令郡司職分田条

凡郡司職分田、大領六町、少領四町、主政・主帳各二町。狭郷不_レ須_三要滿_二此數_一。

*集解

古記云、問、狭郷皆隨_二郷法_一給、如何其意。答、准_二百姓口分之例_一増減耳。問、公廨職田、当国郡无_レ田者、遙受以不。答、亦受。／跡云、狭郷不_レ須_三要滿_二此數_一、未_レ知其意。答、与_二百姓口分_一共相折給耳。／穴云、狭郷不_レ須_三要滿_二此數_一、未_レ知、欲_二遙受_一者聽乎。答、可_レ聽。〈今師云、不_レ聽也。〉／朱云、狭郷不_レ須_三要滿_二此數_一、謂率_二百姓口分_一減_レ數折者。問、狭郷不足分田、聽_二寬郷遙受_一。又本郡專无_レ田之類等如何。答、不足分田、更不_レ給者。未_レ知、而者本郡无_レ田、專不_レ給耳歟、何。私案、欲_レ受者、如_二百姓_一聽_二遙受_一哉何。

s 『統紀』延暦十年五月戊子条

先是、諸国司等、校_二収常荒不用之田_一、以班_二百姓口分_一、徒受_二其名_一、不堪_レ輸_レ租。又王臣家・国郡司及殷富百姓等、或以_二下田_一相_二易上田_一、或以_レ便相_二換不便_一。如_レ此之類、触_レ処而在。於是、仰_二下所司_一、却_二抛_二天平十四年・勝宝七歳等凶籍_一、咸皆改正。為_二来年班_一田也。

以上、荒田目条里遺跡出土の郡符などに関連して、陸奥国磐城郡の郡家や郡家出先機関の連関を見た。では、荒田目条里遺跡は磐城

郡内ではどのような位置づけにあったのであろうか。表1—19の郡符は郡司職分田の耕営に関わるものであり、この木簡が当地で廃棄されているのは、当地に大領於保臣（磐城臣）雄公の職分田が存在したためと推定される。⁴¹ rによると、郡司職分田は基本的には当該郡内にそれぞれの状況によって設定されるものであった。あまり現実的ではないが、集解古記・朱説では郡内に田地があれば、別郡で遙受ということも想定されている。また規定数の不足に関しては、穴記では遙受を認めるという見解も示されているが、今師や朱説はそれに否定的である。但し、本郡に田地がないとか、規定数の不足は実際には起こり得ないものと思われ、sのように、優先的に上田を便地に選定したと見る方がよいであろう。

とすると、当地は大領雄公の経営の拠点となっており、かつ郡家出先機関としての機能を果すものであったと解される。郡家の所在地決定には豪族居宅型（郡領となるような豪族が歴史的支配を築いてきた本拠地に設置されるもの）、非本拠地型（先行する住居跡などが検出されず、律令国家の要請などにより、全く別所に設置されるもの）など様々な要因があり、また郡家に移転する事例も存する。⁴² さらに八〜九世紀の郡司任用に関する法令によると、郡領氏族間での郡領の地位をめぐる争いも知られ、⁴³ 郡家とその時々々の郡領の本拠地の関係は必ずしも固定されていなかったと思われる。『出雲国風土記』の各郡条に記された新造院は郡領氏族による建立例が多いが、意宇郡山代郷の新造院は飯石郡少領出雲臣弟山が造営したも

ので、弟山は後に出雲国造になっているので、元来は意宇郡を本拠とする国造出雲臣氏の一族であるものの、当時は意宇郡司のポストがなかったために（意宇郡は三等以上親の連任を認められていたが、それでも就任できなかったのであろう）、飯石郡の少領に就任していたと考えられる。

このような事例を勘案すれば、雄公の本拠地は荒田目条里遺跡の地にあり、郡家所在の根岸遺跡に「通勤」するか、基本的には郡家に滞在して郡務を遂行し、時には本拠地に戻ることもあったという日常ではなかったかと思われる。前章ではfについて、荒田目条里遺跡と郡家の往来を想定したが、大領雄公が当地にいる時には当地で郡務の決済をする場合も考えられるので、郡家と往来することなく、当地で作成↓決済↓（保管）↓廃棄という過程も考慮すべきであろう。即ち、荒田目条里遺跡は「第二の郡家」の如き地位を占めており、表1—18・19の郡符はここから発令されたということも推定し得るのである。そうした意味合いでの郡家出先機関であるからこそ、文書行政の中心となることが可能であったと目される。

その他、第一章で触れた山垣遺跡のような少領の拠点となる事例、また第二章や別稿で指摘した加賀国加賀郡の田領クラスの郡雑任の拠点となるような郡家出先機関も存する。⁴⁴ 加賀郡の場合は、郡家出先機関を設置して、そこに郡雑任を配備したというよりは、畝田村に拠点を有する横江臣の存在形態をふまえると、郡内の中小豪族を郡務に参画させて、郡の統治を安定化する、郡家の郡務遂行を

円滑にするためには、彼らを郡雑任に起用することが不可欠であったためと考えられよう。したがってその郡家出先機関も地域の中心として、郡内の一定区域を独自に支配し得る存在として機能するのである。そこには郡家出先機関を運営する権力・権威を持つ豪族が歴史的に構築してきた支配形態があり、それを文書行政化して郡家に結節、郡務の一階梯に組織化することで、郡・郡司の統治が維持されることになる。そうした関係の中で郡家出先機関が文書行政や当時の基幹産業である農業のための勸農、また徴税、宗教関係など様々な郡務遂行に関わる一つの中核としての役割を果す構造が表出した次第であった。

むすびにかえて

小稿では近年増加する地方官衙遺跡出土木簡のうち、特に郡務遂行を象徴する郡符木簡を糸口に、郡家出先機関と地域支配のあり方を考えてみた。郡家と郡家出先機関の関係、郡家出先機関の由来となる人的背景、独自の文書行政の様相などをいく分なりとも明らかにしたつもりであるが、それぞれの郡の成り立ち、基盤となる「郡的世界」の様々な関係性によっては、多くの異なる事例、未解明の部分もあると思われる。

そうした課題とともに、「はじめに」で触れたように、郡家、郡家出先機関のさらに下にも、複数の歴史的支配地域が重層していた

ことが窺われ、地方支配の歴史的変遷の源となる力を考究することにも努めていかねばならない。その意味では「郷長」の墨書土器や木簡が出土しており、必ずしも郡家の行政事務との関係が明瞭ではない事例、官衙とは言えないまでも、郷の中心となるような集落の存在は重要な分析材料であって、そうした遺跡から出土した木簡にも留意する必要がある。表1―26の香住エノ田遺跡では召文、伯耆国会見郡と出雲国意宇郡との国境付近で検出された陰田第一遺跡の木簡（木研三三）には大領の署名のある文書（禁制札か）が存するので、郡家を中心とする文書行政の広がりを探ることが期待される。以上のような課題を記して、蕪雑な稿のむすびにかえたい。

註

(1) 最末端の里は靈龜三年（天平十二年頃）には郷里制、天平十二年頃以降は郷制に変化している。岸俊男「古代村落と郷里制」（『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年）、鎌田元一 a 「郷里制の施行と靈龜元年式」、b 「郷里制の施行捕論」（『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年）などを参照。

(2) 郡家の発掘状況や考古学的検討については、山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』（塙書房、一九九四年）、糸里制・古代都市研究会編『日本古代の郡衙遺跡』（雄山閣、二〇〇九年）などを参照。

- (3) 石母田正『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年）、大町健『日本古代の国家と在地首長制』（校倉書房、一九八六年）など。拙著 a 『古代郡司制度の研究』（吉川弘文館、二〇〇〇年）、b 『地方木簡と郡家の機構』（同成社、二〇〇九年）も参照。
- (4) 井上尚明 a 「郷家に関する一試論」（『埼玉考古学論集』一九九一年）、b 「郷家の構造と性格」（奈良国立文化財研究所『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』一九九八年）、関和彦「古代村落「官衙」考」（『日本古代社会生活史の研究』校倉書房、一九九四年）など。
- (5) 佐々木恵介「律令里制の特質について」（『史学雑誌』九五の二、一九八六年）、佐藤信「奈良時代の政治と民衆」（『新版古代の日本』一、角川書店、一九九三年）、浅野充「律令制下の地方行政について」（『藤沢市史研究』二四、一九九二年）、津野仁「遺跡からみた郷長の性格」（『太平台史窓』一〇、一九九一年）、平川南「郡符木簡」（『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年）、木元次男「八世紀前半の里長・郷長に関する基礎的考察」（『続日本紀研究』二七五、一九九一年）、吉岡眞之「郡と里と村」（『日本村落史講座』五、雄山閣出版、一九九一年）など。
- (6) 平川註(5) 論文、山中敏史「律令国家の地方支配機構―研究の現状と課題―」（奈良国立文化財研究所『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』一九九八年）、拙稿「郡家の施設と部署」（註(3) b 書）など。但し、「郷長」の墨書土器や木簡が出土しており、必ずしも郡家の行政事務との関係が明瞭ではない遺跡もあり、官衙とは言わないまでも、里（郷）の中心となるような集落が存したことは認めねばならない。
- (7) 栄原永遠男「郡的世界の内実」（『人文研究』五一の二、一九九九年）、西山良平 a 「律令制収奪」機構の性格とその基盤」（『日本史研究』一八七、一九七八年）、b 「郡雑任」の機能と性格」（『日本史研究』二三四、一九八二年）、中村順昭「郡雑任の諸様相」（『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年）、拙稿 a 「郡雑任と郡務の遂行」、b 「評司・国造の執務構造」、c 「木簡から見た郡符と田領」（註(3) b 書）など。
- (8) 鬼頭清明「召文」木簡について」（『古代木簡の基礎的研究』塙書房、一九九三年）、平川註(5) 論文、小林昌二「郡符と召文」（『歴史評論』五七四、一九九八年）、佐藤信「封緘木簡」（『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年）、高島英之「題籤軸」、早川万年「郡符木簡」（『文字と古代日本』一、吉川弘文館、二〇〇四年）など。
- (9) 註(7) 拙稿 c。
- (10) 長屋王家木簡に関する拙見は、a 『長屋王家木簡の基礎的研究』（吉川弘文館、二〇〇〇年）、b 『奈良貴族の時代史』（講談社、二〇〇九年）を参照。文書木簡の全体的分析については、館野和己「長屋王家の文書木簡に関する一考察」（『長屋王家・二条大路木簡を読む』吉川弘文館、二〇〇一年）を参照。なお、長屋王家木簡の正式報告書としては、『平城京木簡』一・二（奈良国立文化財研究所、一九九五・二〇〇一年）が刊行されているが、全体を知るには『平城宮発掘調査出土木簡概報』二十一・二十三・二十五・二十七・二十八・二十九などに依拠す

る必要があり、正式報告書未刊行のものについてはそれらから引用する(城21-10)の如くに、号数と頁数を略記した)。

(11) 長屋王家木簡の中には邸外の機関(御田・御園など)や人物に宛てた符・召文が見られるので(『平城京木簡』一・一六九三号など)、次に述べる発信元に戻ってきて廃棄される事例も存する。

(12) 寺崎保広「木簡論の展望」(『古代日本の都城と木簡』吉川弘文館、二〇〇六年)。

(13) 『平城京木簡』二(解説)「木簡廃棄の二つの方法」(奈良国立文化財研究所、二〇〇一年)。なお、井上和人「出土木簡籌木論」(『日本古代都城制の研究』吉川弘文館、二〇〇八年)は、多くの木簡は籌木に転用されて、廃棄に至ったと見る。

(14) 水沢教子「屋代遺跡群出土木簡の製作技法と廃棄方法」(『長野県屋代遺跡群出土木簡』長野県埋蔵文化財センター、一九九六年)、平川南「古代木簡からみた地方豪族」(註(5)書)など。

(15) 潮崎誠「兵庫・香住エノ田遺跡」(『木簡研究』一八、一九九六年)七七頁。

(16) 吉川真司「九世紀の国郡支配と但馬国木簡」(『木簡研究』二四、二〇〇二年)。

(17) 拙稿「木簡から見た郡務と国務」(註(3)b書)。

(18) 註(7)c拙稿。

(19) 拙稿「郡司補任請願文書とトネリ等の郡領就任」(註(3)a書)、註(7)a拙稿など。中村註(7)論文も参照されたい。

(20) 相沢央「八幡林遺跡と郡の支配」(『新潟史学』四〇、一九九八年)。

(21) 平川註(5)論文。

(22) 拙稿「郡司表(稿)」(第二版)(『平安・鎌倉時代の国衙機構と武士の成立に関する基礎的研究』平成二十一年度〜平成二十三年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書〔研究代表者・森公章〕、二〇一二年)では全国の郡司を悉皆集成しているが、残念ながら氷上郡の郡領氏姓は不明である。

(23) 註(7)c拙稿。

(24) 『金沢市畝田遺跡群VI』(石川県教育委員会、二〇〇六年)により訂正。なお、「笠□」については、二〇〇七年九月に石川県埋蔵文化財センターにおいて九州大学の坂上康俊氏らとともに保存処理済みの木簡を見ることが出来るのではないかとという所見を得ているので、「竹万呂」と読むことが出来るのではないかとという所見を得ているので、校訂注の形で表示した。

(25) 平川南「小型の過所木簡」(註(5)書)。

(26) 新潟県埋蔵文化財調査報告書第二〇一集『延命寺遺跡』(二〇〇八年)一五八頁。

(27) 地方官衙における暦の使用については、三上喜孝「古代地方社会における暦」(『日本古代の文字と地方社会』吉川弘文館、二〇一三年)を参照。

(28) 石田明夫「福島・矢玉遺跡」(『木簡研究』一七・二二、一九九

五・二〇〇〇年)、会津若松市教育委員会『矢玉遺跡 若松北部地区県営ほ場整備発掘報告書Ⅰ』(一九九九年)、『若松北部地区県営ほ場整備発掘報告書Ⅱ』(二〇〇〇年)など。なお、種子札については、平川南「種子札と古代の稲作」(註(5)書)を参照。

(29) 古尾谷知浩『漆紙文書と漆工房』(名古屋大学出版会、二〇一四年)二五六頁。

(30) 平川南「儀式用薦関係木簡」(註(5)書)六二三〜六二四頁。

(31) 完形のまま廃棄されると、再度利用(悪用)される危険もあるが、日付や申請内容、使者の合致などが必要なため、またあるいは郡家側で出給記録が作成されているために、再度の使用は困難なものとして、そのまま廃棄されたと考えられる。なお、使者石嶋は名前のみであるが、郡家側にも名前(姓名)・顔が既知されている人物であり、名のみであったのであろう。

(32) 『荒田目条里遺跡』(いわき市教育委員会、二〇〇一年)。本木簡についての報告書の見解は三四七〜三四九頁を参照。

(33) 津長をめぐっては、拙稿「郡津の管理と在地豪族」(註(3)b書)、郡司職分田については、磐下徹「郡司職分田試論」(『日本歴史』七二八、二〇〇九年)、魚酒労働に関しては、義江明子「殺牛祭神と魚酒」(『日本古代の祭祀と仏教』吉川弘文館、一九九三年)などを参照。

(34) 註(32) 報告書三七三頁では、於保臣雄公は表1—19の大領於保臣のことで、『統後紀』承和七年三月戊子条・同十年十一月己亥条の叙位記事、同十一年正月辛卯条に阿倍陸奥臣改姓記事が見える大領磐城臣

雄公に他ならないと見る。「於保臣」を名乗っているのは、中央の氏族名に連なり、在地において中央とのつながりを強調することができるためと説明できるといふ、ただ、fの仁寿三年の時点ではやはり中央とのつながりを示す「阿倍」陸奥臣になっていた筈であり、於保臣の所称については、さらに後考を俟ちたい。なお、f裏面の「於保臣雄公□」の自署が判読できていない段階の积文(木研一七)に依拠したものであるが、三上喜孝「文書木簡と文書行政」(註(27)書)一〇五〜一〇六頁は、fについて、郡が貢進した「公廩米」の領収書として、上級の機関である国から郡に齎されたもので、文書木簡であるにもかかわらず、当初から頭部に付札状に角を落とし、左右に切り込みを入れている(左右の切り込みは文字部分を切っていない)のは、返抄を受け取る郡の側で、この返抄をあらかじめ作成して貢進物にくくりつけておいたためであること、裏面に異筆と見られる部分(「於保臣雄公□」)のことで、三上氏は元論文を論文集に収載する際に、fの积文を参照していないようである)があり、これがあるいは国の側での勘検署名かもしれないことなどを指摘している。

(35) 義江彰夫「儀制令春時祭田条の一考察」(『古代史論叢』中巻、吉川弘文館、一九七八年)。なお、天平十七年に始まる公廩稲の制度については、早川庄八「公廩稲制度の成立」(『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇年)を参照。

(36) 賦役令貢献物条集解の『』は、大宝令では「朝集使貢献物」となっていた筈であるから、水野柳太郎「郡稲」(『日本古代の食封と出

拳』吉川弘文館、二〇〇二年）が指摘するように、義解の混入か（現存の義解にはない）。

(37) 西山註(7) a 論文、櫛木謙周「律令制下における米の貢進について」(『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六年)、中村順昭

「愛智郡封租米の輸納をめぐる郡司と下級官人」(註(7)書)、註(7)

a 拙稿など。櫛木氏は一六七―一六八頁で『三代格』卷六弘仁十三年閏九月二十日官符の庸米長の存在も参照すべきことを指摘している。

(38) 郡寺と郡司建立寺院については、三舟隆之 a 「地方寺院の性格」、

b 「郡衙周辺寺院」説批判」(『日本古代の王権と寺院』名著刊行会、二〇一三年)、奈良文化財研究所『地方官衙と寺院』(二〇〇五年)などを参照。

(39) 『根岸遺跡』(いわき市教育委員会、二〇〇〇年)。根岸遺跡に関する知見は、この報告書に依拠した。

(40) こうした地方官衙での勘検については、拙稿「荷札木簡の研究課題」(註(10) a 書)、註(7) 拙稿 b を参照。

(41) 郡司職分田については、磐下註(33) 論文を参照。一二一頁では荒田目条里遺跡の周辺に職分田があった可能性が高く、当地が古墳時代以来の交流・支配の拠点であったことに注目すべきであると述べる。

(42) 吉田晶「評制の成立過程」(『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三年)、山中註(2) 書、註(6) 拙稿など。

(43) 拙稿「律令国家における郡司任用方法とその変遷」(註(3) a 書)。

(44) 註(7) c 拙稿。

(付記) 本稿は科研費による研究成果の一部である。

**Re-examing about the wooden tablets so called
“Gun-pu” (directions to subordinates produced by
the couty government office or governors) ;
on the branch offices in the county
and the figue of their management**

MORI, Kimiyuki

Gun-pu means the directions to subordinates produced by the couty government office or governors. The examples of Gun-pu written on the paper were scarcely handed down,so we had doubted whether the documents were used in the management of the county or not. But nowadays the cases of excavation concerning to the county government offices are increasing ,and the numbers of wooden tablets are also numerous,so the examples of Gun-pu gradually increasing. And more the sites of the branch offices are becoming well known,so the Gun-pu were dumped in the county government office or branch offices when the addressees or the goods requested according to the directions had reached the offices and Gun-pu had completed their missions.

In this article I tried to re-examine about the wooden documents concerning to the reign of the county government offices. Through this consideration, I want to reveal how the county government ruled its territory,especially by the network of branch offices,why they needed the branch offices and what was their function in the reign of the county.

The examples investegated in this paper are as follows ; the Site of Uneda-Jichu and Kamo in Kaga Province,the Site of Enmyoji in Echigo Province,the Site of Yatama.Atsutame-jori,Kochaen,Ohsanda,Negishi in Mutsu Province,the Site of Yamagaki in Tanba Province. Through the anlysis of the wooden tablets excavated from these sites,we can see the real figue of the county management in the 8th or 9th century ; the dividing arrangement of the chief governors in the government office or branch ones,Gun-pu produced from the branch offices etc. So we can understand the historical structure of the “Inner World of the District (Gun)”, i.e. the real figue of the regional management system in the Ancient Age of Japan.